政令第百五十六号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内 閣 は、 労働安全衛 生法 (昭和四十七年法律第五十七号) 第十四条、 第五十五条、 第五十六条第 項、 第

五. 十七条第 一項、 第五· 十七条の二第一 項、 第六十五条第一 項、 第六十六条第二項及び 第百十三条の規定に基

づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令 (昭和四十七年政令第三百十八号)の一 部を次のように改正する。

第六条第二十三号中 「製造する作業」 の下に「若しくは第十六条第一 項第四1 | 号イ: か らハまでに掲げる石綿

で 同 号の 厚 生労働省令 で定め る もの若しくはこれ 5 0) 石 綿をその 重量 \mathcal{O} \bigcirc パ セ ントを超えて含有する

製剤 その 他 の物 (以 下 石 綿 分析 用 試 · 料等」 という。 を製造する作業」 を加える。

第十六条第一項第四号を次のように改める。

匹 石 綿

(次

に 1掲げ Ź 物で厚っ 生労働省令で定め るも \mathcal{O} を除く。

1 石 綿 \mathcal{O} 分 析 \mathcal{O} た 8 0) 試 料 (T) 用 に供 され る 石 綿

口 石 綿 \mathcal{O} 使用 状 況 \mathcal{O} 調 査 に関する知識又は 技能 の習得のための教育の用に供される石綿

イ又は口に掲げる物の原料又は材料として使用される石綿

第十七条中 「 第 一類物質」の下に 「及び石綿分析用試料等」を加える。

第二十一条第七号中 「製造する屋内作業場」の下に「若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場」

を加える。

第二十二条第 項第三号中 試試 験研究のための製造」 の 下 に 「若しくは石綿分析用試料等の製造」 を加え

る。

別表第九第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九の二 石綿 (第十六条第一 項第四号イからハまでに掲げる物で同号の厚生労働省令で定めるものに

限る。)

附 則

ļ

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年六月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

3 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第二百五十七号)の一部を次のように改

正する。

附則第二条第一項及び第二項中 もの の下に「労働安全衛生法施行令第六条第二十三号に規定する

石綿分析用試料等を除く。」を加え、同条第三項を削る。